

## お知らせ

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）高尾山 I C ～北浅川橋間に係る工事  
差止訴訟の上告審決定について

平成24年2月20日、最高裁判所において、国土交通省及び中日本高速道路株式会社が事業を行っている圏央道（高尾山 I C ～北浅川橋間）に係る工事差止訴訟について、上告棄却及び上告不受理の決定がありましたのでお知らせいたします。